令和3年度 福祉サービス運営適正化委員会 業務報告書

福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会)

1 運営適正化委員会の組織・委員等

(1) 運営適正化委員会組織図

【福祉サービス運営適正化委員会】 <社会福祉法第83条> (社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等6名)

福祉サービス運営適正化委員会組織運営要綱

(目的及び権限)

- 第2条 福祉サービス利用支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 福祉サービス利用支援事業を行う者に対する必要な助言又は勧告
- (2) 福祉サービスに関する苦情の解決のための相談, 助言, 調査またはあっせん
- (3) 福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがある と認めたときの鹿児島県知事への通知等
- (4) その他,委員会の目的を達成するために必要な事項

귤	巨数巴	١
. =	100万万万	1

- ○委員会事務
- ○苦情の受付
- ○広報・啓発活動
- ○調査研究 等

【福祉サービス利用支援事業運営監視委員会】

<社会福祉法第84条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等6名)

【福祉サービスに関する苦情解決委員会】

<社会福祉法第85条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等4名)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会委員

(任期:令和2年11月1日~令和4年10月31日)

		(11.79) . [17] 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		議体)
選考分野	氏 名	所属・職名	運営監視 委員会	苦情解決 委員会
法律	本田 晴久	弁護士	0	0
医療	委員長 野田 隆峰	精神科医	副委員長	委員長
社会福祉 (公益)	副委員長 八田 冷子	鹿児島純心女子大学教授	委員長	0
社会福祉 (公益)	演田 幸子	鹿児島県民生委員児童委員協議会 評議員 ※R3.12.20 退任	0	(副委員長)
社会福祉 (公益)	大野・敏博	鹿児島県民生委員児童委員協議会 評議員 ※R4.3.25 就任	0	0
社会福祉 (利用者代表)	曽木 やす子	公益社団法人認知症の人と家族の会 鹿児島県支部副代表	0	
社会福祉 (提供者代表)	水流 純大	鹿児島県知的障害者福祉協会会長	0	

【参考】運営適正化委員会委員を選考する選考委員会委員名簿

(任期:令和2年9月1日~令和4年8月31日)

選考分野	氏名	所属・職名	備考
公益代表	田中 安平	一般社団法人 鹿児島県介護福祉士会会長	副委員長
公益代表	川野信男	公益財団法人 鹿児島県老人クラブ連合会会長	委員長
利用者代表	山川 伯明	特定非営利活動法人 鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長	
利用者代表	久保 郁子	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長	
経営者代表	永友 良一	(前) 社会福祉法人鹿児島県保育連合会 副会長	
経営者代表	柴田 達朗	(前) 鹿児島県市町村社会福祉協議会連絡 協議会会長	

【参考】運営適正化委員会委員を選考する選考委員会

開催日 令和4年3月25日(金) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 運営適正化委員会委員の選考について

2 委員会等の開催

(1) 運営適正化委員会

第1回 令和3年5月21日(金) 出席:6名(うちオンライン参加1名) 県社会福祉センター

内 容 令和2年度業務報告について

第2回 令和4年3月18日(金) 出席:5名(うちオンライン参加1名) 県社会福祉センター

内 容 令和4年度業務計画(案)について

(2) 運営監視委員会

第1回 令和3年5月21日(金) 出席:6名(うちオンライン参加1名) 県社会福祉センター

内容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について(令和2年度分)

イ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の実施について

第2回 令和3年8月20日(金) ※県独自の緊急事態宣言発令に伴い書面審議へ変更

内容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について(6月末現在の状況)

イ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の実施について

第3回 令和3年10月1日(金) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 第2回福祉サービス利用支援事業運営監視委員会文書審議について(結果報告)

イ 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について (7月末現在の状況)

第4回 令和4年1月21日(金) 出席:5名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況等(11月末現在の状況)及び実地業務調 査結果の報告について

イ 運営監視委員会による事業実施社協への現地訪問調査の実施結果について

第5回 令和4年3月18日(金) 出席:5名(うちオンライン参加1名) 県社会福祉センター 内 容 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について(1月末現在の状況)

(3) 運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施

運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施 (10カ所)

イ 鹿児島県社会福祉協議会 令和3年10月 1日(金)委員、事務局

ウ 伊佐市社会福祉協議会 令和3年10月12日(火)事務局

エ さつま町社会福祉協議会 令和3年10月12日(火)事務局

才 大崎町社会福祉協議会 令和3年10月20日(水)事務局

カ 鹿屋市社会福祉協議会 令和3年10月20日(水)事務局

キ 屋久島町社会福祉協議会 令和3年11月 5日(金)事務局

ク 長島町社会福祉協議会 令和3年11月12日(金)事務局

ケ 与論町社会福祉協議会 令和3年11月26日(金)委員,事務局

コ 枕崎市社会福祉協議会 令和3年12月 6日(月)事務局

(4) 苦情解決委員会

第1回 令和3年5月21日(金) 出席:4名(うちオンライン参加1名) 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編・上級編)について

第2回 令和3年7月 6日(火) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編・上級編)について

第3回 令和3年10月1日(金) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編・上級編)の開催報告について

第4回 令和3年12月10日(金) 出席:3名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

ウ 福祉サービス苦情解決研修会(中級編)の実施について

エ 福祉サービス苦情解決事業における事業巡回訪問について

第5回 令和4年3月18日(金) 出席:3名(うちオンライン参加1名)県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 苦情解決事業 事業所巡回訪問について (報告)

3 相談・苦情の受付状況

(1)月別受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
苦情	5	5	8	8	9	11	16	5	12	8	7	5	99
相談・問合せ	2	4	7	7	7	7	3	5	6	1	3	6	58
合 計	7	9	15	15	16	18	19	10	18	9	10	11	157

(2)相談受付方法

	来所	電話	書面	その他	合計
苦情	7	83	9	0	99
相談・問合せ	1	57	0	0	58
合 計	8	140	9	0	157

障害苦情								
身体	8							
知的	9							
精神	32							
その他	7							
計	56							

(3)サービス分野・申出人の属性

申出人属性	利月	用者	家	'族	代理	里人	職	員	その	の他	合	·計
サービス分野	苦情	相談 問合せ										
高齢者	1	2	12	4	0	0	4	6	1	4	18	16
障害者	47	11	7	1	0	0	1	8	1	3	56	23
児童	0	0	16	2	0	0	0	9	5	2	21	13
その他	3	2	1	0	0	0	0	3	0	1	4	6
合 計	51	15	36	7	0	0	5	26	7	10	99	58

(4) 苦情内容・解決結果(苦情として受け付けた99件の内訳)

解決結果苦情内容	相談助言	紹介伝達	あっせん	県へ 通知	その 他	継続中	意見 要望	不調	合 計
A 職員の接遇	27	1	0	0	5	0	0	1	34
B サービスの質や量	15	4	0	0	1	0	0	0	20
C 利用料	4	0	0	0	0	0	0	0	4
D 説明·情報提供	9	0	0	0	1	0	0	0	10
E 被害·損害	10	0	0	0	0	0	0	0	10
F 権利侵害	5	2	0	0	0	0	0	0	7
G その他	11	1	0	0	1	0	0	1	14
合 計	81	8	0	0	8	0	0	2	99

(5) 苦情解決ポスター・リーフレット配布状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
配布箇所	10	6	8	7	5	188	12	21	14	4	222	9	506
ポスター	54	35	56	9	27	57	12	28	32	9	16	33	368
リーフレット	7	1	5	16	2	207	17	21	9	6	216	1	508

(6) 相談・苦情の概要と運営適正化委員会の対応

受付	受付	種別	超正化安貝会の対応相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
1	電話	障害者	訪問介護の予定をキャンセルした	申出内容について事業所へ事情の聞き	解決
(苦情)		(本人)	 ら「キャンセルが続くようならもう	 取りを行い,申出人に経緯を説明した。	(相談助言)
			来ない」と言われた。ヘルパーが本	 今後サービス内容の変更を希望する場合	
			当に来なくなると困る。	 は、相談支援事業所も介して検討するよ	
			(A)	う双方に助言した。(対応回数3回)	
2	電話	その他	総合支援資金の借入延長を申し出	申出内容について,当該市町村社協の担	解決
(苦情)		(本人)	ているが、社協の窓口担当の対応が	当者へ伝え、日程の再調整を提案し、申	(相談助言)
			遅いため申請に至っておらず,生活	出人へ早急に連絡を入れるよう伝えた。	
			費が持ちそうにない。 (A)	(対応回数2回)	
3	電話	障害者	自宅に県外からの来客があること	申出内容について,事業所としては行政	解決
(苦情)		(本人)	に対して、訪問介護のヘルパーから	も間に入り既に完結したものとしてい	(相談助言)
			「1週間来れなくなる」と言われ	た。申出人との直接の話し合いを推奨し	
			た。県外者のみのコロナ感染を疑う	たところ、その後はヘルパー利用も再開	
			のは差別ではないのか。	し,関係が改善されていることを確認で	
			(F)	きたため終了した。	
				(対応回数7回)	
4	電話	障害者	知り合いの子がショートステイを	申出内容について, 匿名により宿直体制	不調
(苦情)		(その他)	利用した知的障害者グループホー	や職員の対応に強い不安と不満を感じ	
			ムでは、職員が夜勤中に飲酒してい	ている家族がいることを事業所へ伝え	
			る。事業所が信用できない。	た。管理者が直接の説明機会を求めてい	
			(A)	ることを申出人へ伝えたが、申出人が拒	
				否され不調のまま対応を終了した。	
				(対応回数5回)	
5	電話	その他	事業所掲示用の苦情ポスターの記	対象サービスや記載する担当窓口など	
(相談)		(職員)	載事項について確認したい。	助言した。	
6	電話	高齢者	今年度実施されるリスクマネジメ	本委員会で実施予定の研修と, 県社協の	
(相談)		(職員)	ントの研修について知りたい。	関連研修も紹介した。	
7	電話	障害者	就労継続支援B型事業所の管轄は	申出内容については、現在の利用事業所	解決
(苦情)		(本人)	どこにあたるのか、職員の対応など	から過去の苦情相談など多岐にわたっ	(相談助言)
			色々言いたいことがある。	ていた。申出人から今回は話を聞いてく	
			(G)	れるだけでよい言われたため傾聴し、今	
				後何かあった際は相談するよう伝えた。	
				(対応回数1回)	
8	電話	障害者	障害者施設に勤務する男性職員か	委員会の範囲外である人間関係のトラ	_
(相談)		(本人)	ら、ストーカーの被害届を出されて	ブルであったが話を傾聴した。相談者へ	
			困っている。この職員は辞めさせる	は警察へ相談するように助言し、併せて	
			べきである。障害者や女性の味方に	女性相談センター窓口も紹介した。	
			なってくれる窓口はどこか。		

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	
9	電話	障害者	就労継続支援事業所の作業中にケ	申出内容について、申出人の事業所へ対	解決
(苦情)		(本人)	ガをしたが、その際の管理者の対応	する気持ちを傾聴した。委員会や第三者	(相談助言)
			をはじめ、事業所について聞いてほ	委員等の役割等について説明し、申出人	
			しいことがある。	が納得され、第三者委員へ苦情ではなく	
			(A)	相談してみるとのことで、対応を終了。	
				(対応回数1回)	
1 0	電話	高齢者	介護施設の職員が施設外を喫煙所	県社協代表電話からの転送であったた	_
(相談)	(匿名)	(その他)	にしており,受動喫煙について近隣	め, 県社協としても本委員会としても監	
			住民から民生委員へ苦情を受けた。	督権限はないことを説明し, 所管の行政	
			管理監督していただけないか。	窓口を紹介した。	
1 1	電話	高齢者	介護保険の利用に関する相談先と,	介護保険の相談については県国民健康	_
(相談)	(匿名)	(その他)	併せて、土地を担保にお金を借りる	保険団体連合会の苦情・相談窓口を、不	
			場合の問合せ先を教えて欲しい。	動産担保型生活資金貸付については、県	
				社協生活支援部を紹介した。	
1 2	電話	高齢者	母親の入居している施設に意見を	申出内容について、申出人の施設や姉,	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	言っても、身元引受人である姉の意	母親へ対する気持ちを傾聴した。委員会	(相談助言)
			見しか聞けないと言われ、対応して	による施設への確認については申出人	
			もらえない。 (A)	が希望されず, 傾聴と助言のみで対応を	
				終了した。	
				(対応回数1回)	
1 3	電話	障害者	暴言を浴びせる利用者がおり、皆の	申出内容について事業所に確認したとこ	解決
(苦情)		(本人)	ためにもその人を施設から退所さ	ろ、利用者間のトラブルに発展しないよ	(相談助言)
			せてほしいと管理者に言っても対	う配慮していることが確認できたため,	
			応してくれない。	対応を終了。	
			(A)	(対応回数2回)	
1 4	電話	児童	放課後等デイサービス事業所から,	申出内容について事業所に確認し,本委	解決
(苦情)		(家族)	十分な説明もないまま明日からの	員会による話し合いを提案したが、申出	(相談助言)
			サービス利用を断られた。	人からそれ以上の折返しがないままー	
			(B)	定期間を経過したため対応終了とした。	
				(対応回数3回)	
1 5	電話	障害者	事業所からストレスを受け続けて	申出内容について傾聴し, 本委員会によ	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	いるので、今後の対応について相談	る事業所への働きかけについては、現段	(相談助言)
			したい。	階では申出人が希望されなかったため、	
			(A)	助言のみで終了した。	
				(対応回数1回)	
1 6	電話	児童	事業所から利用者へ契約解除を申	利用者へ説明不十分とならないよう助言	
(相談)	(匿名)	(職員)	し出る際の留意点を教えてほしい。	した。	

受付	 受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
1 7	電話	高齢者	身体拘束の苦情についてはどのよ	身体拘束に関するトラブルについて、参	_
(相談)		(職員)	うなものがあるか事例を知りたい。	考事例や資料等を情報提供した。	
18	電話	障害者	職員のマスク着用をめぐって意見	申出内容について事業所へ事情の聞き	解決
(苦情)		(本人)	したら、事業所を辞めさせられた。	取りを行い、申出人に経緯を説明した。	(相談助言)
			(A)	今後サービス利用については、相談支援	
				事業所に相談して検討するよう双方に	
				助言した。	
				(対応回数4回)	
1 9	電話	障害者	過去の雇用履歴を就労継続支援事	委員会から過去利用した複数の事業所へ	
(相談)		(本人)	業所に確認したい。	の確認代行を希望されたが、その後、申	
				出を取り下げられた。	
20	電話	障害者	ヘルパーが希望どおりに来てくれ	申出内容について,事業所へ申出人と連	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	ない。 (B)	絡するよう伝達し、今後のサービス利用	(相談助言)
				については相談支援事業所と協議して	
				行うことの確認が取れたため、対応を終	
				了。 (対応回数3回)	
2 1	電話	障害者	基幹相談センターへの苦情に対応	委員会の対象範囲について回答した。	
(相談)		(職員)	してもらえるか。		
2 2	電話	その他	利用支援事業を解約したいから基	基幹的社協へ連絡し対応を依頼した。	
(相談)		(本人)	幹的社協へ連絡してほしい。		
2 3	電話	障害者	事業所の休憩室が数日前から悪臭	申出内容について事業所に状況を聞き	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	がするので、早急に対処するよう事	取り,申出人の要望への対処方法につい	(相談助言)
			業所へ連絡してほしい。	て助言した。事業所が申出人の同意を取	
			(B)	りながら、状況改善に努めていることが	
				確認できたため、対応を終了。	
				(対応回数5回)	
2 4	来所	高齢者	父親の入居していたグループホー	申出内容について申出人の話を傾聴し、	解決
(苦情)		(家族)	ムの対応があまりにも冷たく、私物	当事者同士の話し合いを推奨。後日申出	(相談助言)
			損害の賠償についても未だに対応	人より事業所と話し合いの結果の報告	
			してくれない。	を受けたが、本委員会からの事業所への	
			(A)	働きかけについては、申出人の要望を確	
				認できなかったため行わず対応終了と	
				した。	
				(対応回数3回)	
2 5	電話	障害者	施設内のある利用者から暴言を受	本委員会では対応できない内容であるこ	
(相談)		(本人)	ける、バカにされていると感じる。	とを説明して、傾聴・助言した。	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
2 6	書面	児童	娘の通うこども園の対応に不満が	│ │ │ 申出人からの申し出を待ったが, 連絡の	その他
(苦情)	(FAX)	(家族)	 あり,虐待の疑いもあるので公的機	 ないまま一定期間が経過したため,対応	(連絡なし)
			 関の介入を望んでいる。	 終了とした。	
			(A)	(対応回数 1 回)	
2 7	電話	障害者	│ │サービスの変更を依頼したくて相	 申出内容について話を傾聴し,事業所の	————— 解決
(苦情)		(本人)	 談支援事業所に連絡しているが応	│ │ 固定電話へかけるよう助言した。申出人	(相談助言)
			 対がない。	 よりその後相談支援員と来訪の約束がで	
				 きたとの報告があったため、対応終了。	
				(対応回数2回)	
2 8	電話	児童	子の通園するこども園では職員の	申出内容について事業所へ伝達し,事業	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	│ │マスク着用が徹底されていないた	│ │所としてマスク着用等感染予防対策の	(相談助言)
			め、感染症予防対策に不安を感じ	改善と, 園だよりでの保護者への周知を	
			る。 (E)	行う旨の確認ができたため対応終了。	
				(対応回数2回)	
2 9	電話	その他	利用関係の書類に記載されていた	話の内容から事業所とのトラブルがあ	_
(相談)	(匿名)	(本人)	運適委員会の役割とはなにか。	るように窺えたが、詳細を確認できない	
				まま相手から電話を切られた。	
		<u> </u>	^#+#+##		
3 0	電話	高齢者	介護支援専門員資格取得時の不正	職場で感じていることを聞いて欲しいだ	
(相談)	(匿名)	(職員)	疑いと、高齢者入所施設における夜	けとのことで,傾聴の上で助言。	
			間見回りについて, 疑問がある。 		
3 1	電話	障害者	就労移行支援の利用を事業所に拒	申出内容について,委員会での協議を経	その他
(苦情)		(本人)	否された。	て、事業所へ訪問し対応助言を行った。	(委員会対応)
			(D)	その後も事業所へ当事者間の話し合い	
				推奨の働きかけを続けたが実行されな	
				かったため、委員会としての対応を一旦	
				終え、また申出人から連絡があれば別途	
				対応することとして、本件の対応を終了	
				とした。	
				(対応回数18回)	
3 2	電話	障害者	解約したヘルパーの過去の言動が、	話を傾聴し、次の事業所とよい関係が築	-
(相談)		(本人)	思い返すとおかしいと思う。	けるよう助言した。	
3 3	電話	 児童	 福祉施設に勤めていたがパワハラ	 本委員会では対応できない内容であるこ	
(相談)	(匿名)	(職員)	で辞めさせられた。	│ │とを説明して,労働相談窓口を紹介した。	
1.00					
3 4	電話	障害者	社協の窓口で生活福祉資金の借入を	話を傾聴し、資金担当部署へ繋いだ。	
(相談)	(匿名)	(本人)	断られた。		

受付	 受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
3 5	電話	児童	 ホームページに案内がある苦情解決	 県外事業所からの問い合わせであった	_
(相談)		(職員)	掲示ポスターをいただきたい。	│ │ ため,委員会の概要説明を行い,所在地	
				 県委員会より取り寄せるよう紹介した。	
3 6	電話	高齢者	養護老人ホームの入所者から「無理	養護老人ホームの入所要件にあった入	
(相談)		(その他)	矢理入所させられた」との電話があ	所であると思われるが、窓口として所管	
			ったがどこへ伝達すればよいか。	の福祉事務所を紹介した。	
3 7	電話	障害者	利用している就労継続支援事業所	照会先として市関係課を紹介した。	
(相談)	(匿名)	(本人)	の自己負担額の変更について知り		
			たい。		
3 8	来所	児童	放課後等デイサービス事業所から,	法定代理人まで設定されていたため、県	解決
(苦情)		(家族)	十分な説明がないまま契約解除を	弁護士会の法律相談を紹介し,事業所へ	(相談助言)
			通達された。	は書面による照会を行うよう助言して	
			(B)	対応終了。	
				(対応回数1回)	
3 9	電話	障害者	就労継続支援事業所の職員からの	申出内容について事業所へ伝え,事業所	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	暴言と、同じ事業所の利用者からの	として受け止めて対応することを確認	(相談助言)
			自分への不当な扱いについて困っ	でき、申出人も了承されたため対応終	
			ている。 (A)	了。 (対応回数6回)	
4 0	電話	児童	親として子どものためを思いお願	申出内容について事業所へ伝達し, 申出	その他
(苦情)		(家族)	いしていることを、保育園が受け入	人へ折返し連絡したが、連絡が取れない	(連絡なし)
			れてくれない。	まま一定期間が経過したため、対応終了	
			(A)	とした。	
				(対応回数4回)	
4 1	電話	障害者	息子の入居しているグループホーム	申出内容について経緯を傾聴し, サービ	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	のサービス提供が不十分である。	スに関する説明と助言に対して申出人	(相談助言)
			(B)	が納得されたので対応終了。	
				(対応回数 1 回)	
4 2	書面	高齢者	利用者の持ち物を混在して使用さ	申出内容については系列の事業所が複	解決
(苦情)	(FAX)	(家族)	せること等について、家族が施設に	数挙げられていたため、代表の事業所へ	(相談助言)
	(匿名)		対して不信感を抱いている。	伝達。申出については組織として横断的	
			(A)	に対応し、その結果を関係者へ報告する	
				ことを確認できたため、対応終了。	
				(対応回数5回)	
4 3	電話	障害者	訪問介護のヘルパーから不快な態	申出内容について事業所へ伝達し,事業	解決
(###)			│ │ 度を取られた。	 所として再発防止に向けて今後配慮し	(相談助言)
(苦情)	(匿名)	(本人)	及で取りれた。	別として母先別正に同りてう後能應し	
(古頂)	(匿名)	(本人)	(A)	ていくことが確認できたため対応終了。	(1000)日)

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
4 4	電話	児童	│ │ 自宅隣に保育園があり, 朝早くから	 申出内容について事業所へ伝達し,双方	解決
(苦情)		(その他)	話声がうるさい。	 の話し合いを推奨し対応終了。	(相談助言)
			(G)	(対応回数3回)	
4 5	電話	障害者	就労継続支援事業所を辞めたいの	担当の相談支援専門員に相談するよう	
(相談)	(匿名)	(本人)	に管理者が辞めさせてくれない。	助言した。	
4 6	電話	その他	│ │ │ 利用者駐車場に駐車したところ、駐	 	解決
(苦情)	15.00	(本人)	車違反のステッカーが貼られたこ	人への対応を依頼し終了。	(相談助言)
(HIM)		(1774)	とに対して納得がいかない。書面で	(対応回数3回)	(100,770,07
			の回答を求める。 (G)	(7) 70 12 70	
4 7	電話	高齢者	4カ月前にサービス付き高齢者住	 申出内容について事業所へ伝達し、早急	解決
(苦情)	电叩	(家族)	マの月間にケーと人間と同画では 宅を退去したが、未だに経費の精算	に処理した報告を受けたため対応終了。	(相談助言)
(DIA)			き額を返金してくれない。 (C)	(対応回数5回)	(1000,0) 67
_				(7)心目纵 0 目/	
4 8	電話	障害者	利用する就労継続支援B型事業所に	申出内容について話を傾聴し、サビ管等	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	おける業務分担が不平等である。	事業所の管理者に相談するよう助言し、	(相談助言)
			(G)	申出人が納得されたため対応終了。	
				(対応回数2回)	
4 9	来所	障害者	相談支援事業所の手続き遅延によ	申出内容について事業所に聞き取りを	解決
(苦情)		(本人)	り、障害福祉サービス受給者証が期	行い、早急に対応することを確認できた	(相談助言)
			日内に届かなかった。	ため対応終了。	
			(B)	(対応回数3回)	
5 0	書面	高齢者	事業所内における身体的虐待等に	申出内容について県及び所在地の役場	解決
(苦情)	(FAX)	(職員)	ついて内部告発したい。	関係課へ情報提供を行った。	(紹介伝達)
	(匿名)		(F)	(対応回数3回)	
5 1	電話	高齢者	利用者が亡くなった後、相続の関係	相談内容について助言した。	
(相談)		(職員)	で親族に利用料の情報開示を求め		
			られている。		
5 2	電話	高齢者	デイサービス利用に関する苦情に	相談内容を聞き取る前に、相談者より、	_
(相談)		(その他)	ついて相談がある。	他機関に相談し対応してもらえる旨の	
				連絡があったため対応終了。	
5 3	電話	障害者	娘の入居するグループホームの対	申出内容について事業所へ伝達し,利用	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	応に不満がある。	 者家族が納得されるまで関係者相互で	(相談助言)
			(D)	の話し合いを推奨し終了。	
				(対応回数4回)	
5 4	電話	児童	利用している事業所の職員が不織	申出内容について、申出人が当事者同士	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	布のマスクを使用していない。	での解決を検討することを希望された	(相談助言)
			(E)	ため終了。 (対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)		運営適正化委員会の対応	
55	電話	児童	退職した職場から、個別支援計画作	 労働相談窓口の紹介や. 法定研修受講の	
(相談)	(匿名)	(職員)	成などの業務処理を要求される。	ための就労証明書の取得のこと等につ	
(TDBX)	(12.11)	(49% 5-47)		いて助言した。	
5 6	電話	障害者	 事業所への苦情について,利用者に	相談内容について,利用者から連絡があ	
(相談)		(その他)	運営適正化委員会を紹介したこと	れば対応する旨伝え終了。	
(12,12)		, , , , , ,	を伝達したい。		
5 7	電話	障害者	│ │ 利益供与等にあたるような事業所	 相談内容について助言し, 相談者が参考	
(相談)		(その他)	の行為についても、運営適正化委員	にされるとのことで了解された。	
(12,627)		, , , , , ,	会へ相談してよいか。		
	* =*	1FA		A	
5 8	電話	高齢者	担当のケアマネージャーの連絡先 	介護予防利用者であったため、管轄の地	_
(相談)	(匿名)	(本人)	がわからない。 	│域包括支援センターの連絡先を伝え終 │	
				了。	
5 9	電話	障害者	利用している就労継続支援B型事業	申出内容について、申出人へ事業所の責	解決
(苦情)		(本人)	所の業務分担等に不満があること	任者へ相談するよう助言し, 翌日以降申	(相談助言)
			を管理者に伝えても、わかってもら	出人から連絡がなく, 一定期間が経過し	
			えない。 (G)	たため、対応終了とした。	
				(対応回数2回)	
60	電話	障害者	事業所の事故防止対策とその対応	申出内容について事業所伝達し、当事者	その他
(苦情)		(本人)	が不十分である。	間の話し合いを推奨したが、申出人が事	(申出取り下げ)
			(A)	業所を辞め,委員会へ申出を取り下げる	
				との連絡を最後に連絡がないため、対応	
				を終了。	
				(対応回数16回)	
6 1	電話	障害者	入居しているグループホームの社	申出内容について, 申出人が事業所へ申	解決
(苦情)		(本人)	長が大声で威圧する。	し入れを希望されなかったため、今回は	(相談助言)
			(A)	傾聴と助言のみで終了。	
				(対応回数1回)	
6 2	電話	児童	相談支援事業所の対応に不満があ	行政の療育相談窓口を紹介した。	
(相談)	(匿名)	(家族)	るので、子どもの療育支援について		
			どこか他に相談できるところが知		
			りたい。		
6 3	電話	児童	近隣の保育園が園前の細い共同道	申出人内容について事業所へ伝達し, 双	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	路を占有して周りが迷惑している。	方の話し合いを推奨し対応終了。	(相談助言)
			(G)	(対応回数2回)	
6 4	電話	障害者	退職を申し出たところ個別支援計	相談先として、県主管課と労働相談窓口	
(相談)	(匿名)	(職員)	画作成などの業務処理を要求され	を紹介した。	
			ている。		
	<u> </u>	<u> </u>	<u>l</u>	<u> </u>	<u> </u>

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	
6 5	電話	高齢者	事業所内における不適切ケアや虐	申出内容について, 行政へ情報提供し対	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	待等について指導してほしい。	応を依頼した。	(紹介伝達)
			(F)	(対応回数3回)	
6 6	電話	児童	退所手続きで揉めているので, 委員	申出内容について事業所へ伝え,対応終	解決
(苦情)		(家族)	会から代わりに事業所へ連絡して	了とした。	(相談助言)
			ほしい。 (A)	(対応回数2回)	
6 7	電話	高齢者	利用している事業所における介護	申出内容について申出人が事業所への	解決
(苦情)		(本人)	ボランティアの対応が気になる。	伝達を希望されなかったため, 傾聴のみ	(相談助言)
			(A)	で対応を終了。 (対応回数1回)	
68	電話	障害者	スタッフの見ていないところで自	申出内容について事業所に伝達し,配慮	解決
(苦情)		(本人)	 分に暴力を振るう利用者がおり、皆	して対応していることが確認できたた	(相談助言)
			のためにもその人を退所させて欲	め、対応終了。	
			しいと管理者に言っても対応して	(対応回数2回)	
			くれない。 (A)		
6 9	電話	児童	近隣の保育園が園前の細い共同道	申出内容について傾聴している途中で、	不調
(苦情)	(匿名)	(その他)	路を占有して周りが迷惑している。	申出人が電話を切られたため、それ以上	
			(G)	の対応ができず終了。	
				(対応回数2回)	
7 0	電話	障害者	事業所の職員に、サービス提供に不	申出内容について事業所に伝達し、今後	解決
(苦情)		(家族)	必要な基本情報以外の個人情報を	は個人情報の取り扱いには配慮するこ	(相談助言)
			関係者へ漏洩された。	とを確認し、申出人もその結果で了承し	
			(A)	たため対応を終了。	
				(対応回数4回)	
7 1	電話	児童	必要な書類について退所した事業	申出内容について事業所へ確認し, 申出	解決
(苦情)		(家族)	所に問い合わせてほしい。	人の必要とする書類手続き, 郵送で処理	(相談助言)
			(C)	することとし、申出人も了承したため、	
				対応終了。	
		·		(対応回数5回)	
7 2	電話	児童	事業所で生じた苦情について委員	委員会と苦情解決事業について相談者	_
(相談)		(職員)	会へ報告したい。	へ説明し、了承されたので対応終了。	
7 3	電話	児童	第三者委員のことを尋ねたい。	苦情ではなく意見を述べたいとのこと	
(相談)	(匿名)	(その他)		であったため、話を傾聴し対応終了。	
7 4	電話	その他	第三者委員の連絡先は公表しなけ	第三者委員の設置について説明し, 助言	
(相談)	(匿名)	(その他)	ればいけないのか。	を行った。	
7 5	来所	児童	事業所へのクレーマーへの対応に	相談内容について傾聴・助言を行った。	_
(相談)		(職員)	苦慮している。		

受付	 受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	<u>,</u>
7 6	電話	障害者	第三者委員の連絡先は公表しなけ	第三者委員の設置について説明し, 助言	_
(相談)		(職員)	ればいけないのか。	を行った。	
77	電話	障害者	朝起きると身体が痛く,就寝中の支	申出内容については自ら解決に至った	解決
(苦情)		(本人)	援に不安を感じるので、施設に問合	とのことで、別件の介護事故への対応に	(相談助言)
			せて調べてほしい。	ついて事業所への確認を求められ、事業	
			(E)	│ │ 所側が早急に対応することを確認でき	
				たため対応終了。 (対応回数4回)	
7 8	電話	障害者	体調が悪いのに就労継続支援事業	相談者の話を傾聴し、助言を行い対応終	
(相談)		(本人)	所へ行くべきだろうか。	了。	
7 9	電話	障害者	事業所の雰囲気が暗いので改善し	申出内容について事業所へ伝達し,対応	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	てほしい。 (B)	することを確認できたため対応を終了。	(相談助言)
				(対応回数3回)	
8 0	来所	障害者	利用者からいじめを受けており、事	申出内容について事業所に状況を聞き	解決
(苦情)		(本人)	業所へ相談しても何の対応もして	取り、申出人の相談へ対応することを確	(相談助言)
			くれない。 (E)	認できたため、申出人へ伝達し申出人も	
				了承されたため対応を終了。	
				(対応回数3回)	
8 1	来所	障害者	息子の入居しているグループホー	申出内容については、相談支援事業所が	解決
(苦情)		(家族)	ムのサービス提供が不十分であり,	既に対応していることが確認できたた	(相談助言)
			相談支援事業所の対応にも不満が	め、申出人にその旨を伝達し対応を終	
			ある。 (D)	了。 (対応回数3回)	
8 2	電話	障害者	就労継続支援事業所へ利用者から	助言に対して相談者が了解されたため	_
(相談)		(本人)	の要望を伝えたが良かっただろう	対応終了。	
			か。		
8 3	電話	高齢者	両親が利用している介護保険事業	介護保険事業所への指導窓口として行	_
(相談)	(匿名)	(家族)	所では、どこも十分な説明をなされ	政を紹介した。	
			ないまま同意書や契約への署名を		
			求めて来る。		
8 4	電話	児童	保育園へ保護者会から要望を出し	申出内容については、保護者会で検討し	その他
(苦情)	(匿名)	(家族)	ているが、解決に至らない。	てから明らかにしたいとのことで、申出	(連絡なし)
			(G)	人からの連絡を待ったが、一定期間経過	
				したため対応終了。(対応回数1回)	
8 5	電話	障害者	就労継続支援事業所を退職した利	申出内容について助言を行い, 現時点で	解決
(苦情)		(職員)	用者に,過去の損害賠償について連	は関係者が委員会からの働きかけを希	(相談助言)
			絡が来た。	望されなかったため、必要があれば本人	
			(E)	の了解を得て後日改めて相談すること	
				とし、対応終了。	
				(対応回数2回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	,
8 6	電話	障害者	事業所側から求められた同意書の	申出内容について話を傾聴し, 助言に対	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	内容に同意できなければサインし	│ │ して申出人も了解されたため対応終了。	(相談助言)
			なくてもよいか。 (D)	(対応回数1回)	
8 7	電話	障害者	コロナ感染対策として在宅ワーク	申出内容について,事業所に伝達し早急	解決
(苦情)		(本人)	をしているが、半年間事業所から何	に対応する旨確認が取れ、申出人もそれ	(相談助言)
			の指示ももらえない状態が続いて	を了承したため対応終了。	
			いる。 (B)	(対応回数3回)	
8 8	来所	障害者	利用しているグループホームや就	申出内容について, 現時点では話の傾聴	解決
(苦情)		(本人)	労支援などについて, 最近の出来事	のみで良いとのことで, 申出人も承諾さ	(相談助言)
			を聞いて欲しい。 (A)	れたため対応終了。(対応回数 1 回)	
8 9	電話	高齢者	同居人への虐待を疑われ、関係者に	申出内容について話を傾聴し,他の相談	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	言葉の虐待を受けている。	機関を紹介し対応終了。	(紹介伝達)
			(G)	(対応回数1回)	
9 0	電話	障害者	第三者委員を設置したいが紹介し	第三者委員の設置について助言を行っ	
(相談)		(職員)	ていただけるのか。	t=.	
9 1	電話	障害者	就労継続支援をあちこち利用した	申出内容について話を傾聴し, 指導や相	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	が、どこも事業所のための作業をさ	談に関する関係機関の連絡先を紹介し	(紹介伝達)
			せられているように感じる。(B)	て対応終了。 (対応回数1回)	
9 2	電話	障害者	就労継続支援事業所における活動	申出内容について事業所へ伝達し,近日	解決
(苦情)		(本人)	中の見守りが不十分である。	中に申出人の今後の支援計画について	(相談助言)
			(A)	話し合いを持つことで調整ができ、申出	
				人もそれを承諾されたが、その調整の途	
				中で起こった事故に対応が移行したこ	
				とから、行政も交えた話し合いの設定を	
				推奨して、委員会としての対応を終了。	
				(対応回数12回)	
9 3	電話	障害者	立替した居室の修理代を事業所が	申出内容を事業所へ伝達して、申出人の	解決
(苦情)		(本人)	支払ってくれない。	現状を聞き取り、今後事業所として対応 	(相談助言)
			(B)	する旨を確認できたため、対応終了。	
				(対応回数3回)	677.6 1
9 4	電話	高齢者	日親の施設退所を希望しているが, 	申出内容について、申出人が事業所への	解決
(苦情)		(家族)	施設や家族の同意が得られない。 	申し入れを希望されなかったため、話を	(相談助言)
		,—	(B)	傾聴し対応終了。 (対応回数2回)	h== 1
95	電話	児童	不登園となった子への園の対応が 	申出内容について事業所へ伝達し、当事	解決
(苦情)		(家族)	不十分である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者間の話し合いと行政の介入を推奨し	(相談助言)
			(F)	た結果、関係者が協議の場を持てる見込	
				みができたことから、委員会としての対	
				応を終了。 (対応回数7回)	

受付	 受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	<u>,</u>
9 6	電話	児童	療育支援事業所から保護者への申	申出内容について, 申出人の要望を事業	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	し送りが不十分である。	所へ伝達し, 事業所も今後の改善に努め	(相談助言)
			(D)	るとのことが確認できたため対応終了。	
				(対応回数2回)	
9 7	書面	障害者	事業所の運営基準違反について問	申出内容について,委員会の対応範囲を	解決
(苦情)	(11-14)	(本人)	いただしたい。 (G)	説明して助言を行い、申出人も承諾した	(相談助言)
				ため対応終了。 (対応回数1回)	
98	電話	障害者	送迎時に発生した事故に対する事	申出内容について,事業所へ申出人の要	解決
(苦情)		(家族)	業所の対応に不満がある。	望を伝え、その要望を踏まえた上で事業	(相談助言)
			(E)	所から申出人に説明を行うことを確認	
				できたため対応終了。	
				(対応回数2回)	
9 9	電話	高齢者	事業所への情報開示について相談	申出内容について、申出人の意向を事業	解決
(苦情)		(家族)	したい。	所へ伝達し,対応を確認できたので対応	(相談助言)
			(F)	終了。 (対応回数2回)	
100	電話	障害者	事業所を指導する機関はどこにな	申出内容について、指導機関は行政であ	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	るのか。	ることを伝え、申出人が了承されたため	(相談助言)
			(A)	対応終了。 (対応回数2回)	
101	電話	高齢者	施設に入った叔母の世話を今後ど	利用料の支払い等、家族が不安に思って	
(相談)	(匿名)	(家族)	のようにしたら良いか。	いることについて、施設へ相談するよう	
				助言した。	
102	電話	高齢者	父親が以前利用していた介護老人	国保連合会の苦情受付窓口を紹介した。	_
(相談)	(匿名)	(家族)	保健施設について申立てしたい。		
103	電話	障害者	同じ施設利用者から暴言を受ける	話を傾聴し対応を助言した。	_
(相談)		(本人)	ので注意してほしい。		
104	電話	児童	近隣保育園の保護者送迎時の運転	申出内容について事業所へ伝達し,対応	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	マナーが悪く危険である。	を検討するとの確認ができたため、対応	(相談助言)
			(G)	終了。 (対応回数2回)	
105	電話	障害者	施設に回収された私物を返すよう	申出内容について事業所へ伝達し, 申出	解決
(苦情)		(本人)	伝えてほしい。	人の状況を聞き取りして,事業所内で対	(相談助言)
			(A)	応する旨確認ができたため対応終了。	
				(対応回数2回)	
106	電話	障害者	以前利用していた事業所に対して	申出内容について,申出人へは事業者指	解決
(苦情)		(本人)	納得できないことがある。	導の行政所管課を紹介し、事業所へは申	(相談助言)
			(D)	出人へ当時の経過説明を行うよう依頼	
				して、対応終了。	
				(対応回数3回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
107	電話	 障害者	│ │ 就労継続支援事業所の作業中にお	│ │ 相談者が途中で電話を切られ, その後も	
(相談)		(本人)	 ける職員の指導が不十分である。	 折り返しがなかったため対応終了。	
108	電話	その他	 	│ │ │県医師会及び弁護士会を紹介した。	
(相談)	(匿名)	(職員)	対応してもらえるか。		
109	電話	障害者	ヘルパー派遣に際して感染症対策	申出内容について事業所へ伝達し、相談	解決
(苦情)		(本人)	への配慮が足りない。	支援専門員が同席して、申出人が事業所	(相談助言)
			(E)	へ要望を伝える機会の設定ができたた	
				め、対応終了。 (対応回数15回)	
110	電話	障害者	事業所のサービス管理責任者に問	申出人からの連絡がないまま, 一定期間	その他
(苦情)		(本人)	題がある。 (A)	を経過したため対応終了とした。	(連絡なし)
				(対応回数1回)	
111	電話	高齢者	経営者のパワハラで職員が辞めて	申出内容について行政の所管課へ情報	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	おり、利用者へのサービス提供に影	提供を行い、今後の対応を依頼して対応	(紹介伝達)
			響が出ている。 (B)	終了。 (対応回数2回)	
112	書面	高齢者	入所者への健康管理が不十分であ	申出内容の確認のため、申出人へ連絡を	その他
(苦情)	(ルード)	(その他)	る。 (B)	頂くようメール返信したが、一定期間を	(連絡なし)
	(匿名)			経過しても連絡がないことから対応終	
				了とした。 (対応回数2回)	
113	電話	高齢者	入所者へのサービス提供が不十分	申出内容について、申出人へ行政の所管	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	になっている。	課を紹介し、行政の所管課へは委員会か	(紹介伝達)
			(B)	ら情報提供を行い対応終了。	
				(対応回数5回)	
114	電話	障害者	他の利用者の名前を使って、事業所	申出内容について、委員会から事業所へ	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	の職員から嘘の内容を伝えられ気	の伝達を提案したが、申出人が自分で事	(相談助言)
			分を害した。	業所へ確認することを希望されたため、	
			(A)	対応終了。 (対応回数1回)	
1 1 5	電話	高齢者	事業所内の苦情が相次いでおり、再	相談内容について情報提供を行った。	
(相談)		(職員)	発防止のための取り組みについて		
	<i>=</i>	 ,p.k	教えて欲しい。	A =# /D A = # - - - - - - - - - -	
116	電話	高齢者	自宅を訪問する担当の方と連絡を 	介護保険の要支援者であったため、地域	_
(相談)	(匿名)	(本人)	取りたい。	包括支援センターの連絡先を伝えた。	477. 1⊥
117	電話	児童	事業所側の指導が利用者のプライ	申出内容について事業所へ伝達し、利用	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	バシーを侵害している。 	者と話し合う機会を設けることを確認	(相談助言)
			(F)	できたため対応終了。 (対応日数 8 日)	
110	高子	卡	古来にの雨ぎやウィアサバナフ	(対応回数2回)	お刀と士
118	電話	高齢者	事業所の電話対応に不満がある。	申出内容について話を傾聴し, 事業所へ	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	(A)	伝達して対応終了。	(相談助言)
				(対応回数2回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	
119	書面	障害者	事業所への行政指導について不満	申出内容について、委員会の対応範囲を	解決
(苦情)	(メール)	(本人)	がある。	説明し申出人もそれを了解され、事業所	(相談助言)
			(G)	への働きかけは希望されなかったため	
				対応終了とした。	
				(対応回数16回)	
120	電話	障害者	事業所から身に覚えのないことを	申出内容については行政も把握してい	解決
(苦情)		(本人)	理由に利用停止を申し渡された。	ることが確認できているため、委員会か	(紹介伝達)
			(B)	ら事業所への働きかけは行わず, 申出人	
				へは相談支援事業所へ相談するよう助	
				言し対応終了。	
				(対応回数1回)	
121	電話	その他	総合支援資金の借入申請を受理し	申出内容について県社協所管課へ確認	解決
(苦情)		(本人)	てもらえない。 (D)	し、既に対応していることが確認できた	(相談助言)
				│ため対応終了。 │	
				(対応回数2回)	
1 2 2	電話	児童	第三者委員会を開催する場合、園長	事業所での苦情・相談解決要綱等に沿っ	
(相談)		(職員)	は同席しない方が良いのか。	た対応を行うよう助言した。	
123	電話	障害者	福祉車両購入に際しての助成等を	助成・貸付制度や相談窓口を紹介した。	
(相談)		(家族)	教えて欲しい。		
124	電話	高齢者	事業所で発生した苦情への対応に	事業所内で発生した苦情への対応につ	解決
(苦情)		(職員)	ついて助言いただきたい。 (E)	いて助言を行い、対応終了。	(相談助言)
				(対応回数1回)	
125	来所	高齢者	サービス付き高齢者向け住宅の退	申出内容について助言を行い、協議を要	解決
(苦情)		(家族)	居請求内容について確認したい。	する点については事業所へ問い合わせ	(相談助言)
			(C)	することで申出人も了承されたため、対	
				応終了。 (対応回数1回)	
126	電話	障害者	当事業所の苦情について委員会で	相談に対して助言を行った。	
(相談)		(職員)	対応したか確認したい。		
127	電話	高齢者	紙おむつ助成事業の取り扱いにつ	助成事業の受付窓口と地域包括支援セ	_
(相談)		(家族)	いて訊ねたい。	ンターを紹介した。	
128	電話	その他	福祉サービス利用支援事業に関す	申出内容について速やかに回答するよ	解決
(苦情)		(家族)	る照会に対して回答がもらえない。	う事業実施社協へ伝達し、対応終了。	(相談助言)
			(B)	(対応回数3回)	
129	電話	障害者	事業所から身に覚えのないことを	申出内容について申出人の話を傾聴し、	解決
(苦情)		(本人)	理由に利用停止を申し渡された。	相談支援事業所を交えて事業所と話し	(相談助言)
			(A)	合いを行うよう助言し対応終了。	
				(対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	<u>,</u>
1 3 0	電話	障害者	障害者雇用契約を打ち切りされた	申出内容について申出人の話を傾聴し,	解決
(苦情)		(本人)	一般就労企業に対して指導して欲	委員会の対応範囲を説明し申出人も了	(相談助言)
			しい。 (G)	承されたため、労働相談窓口を紹介して	
				対応終了。	
				(対応回数1回)	
1 3 1	電話	障害者	療育事業所の対応に不満があり変	申出内容について申出人の話を傾聴し,	解決
(苦情)		(家族)	更した。同系列の相談支援事業所も	療育相談窓口の紹介と今後の対応につ	(相談助言)
			変更したいと思っている。	いて助言し、対応終了。	
			(A)	(対応回数1回)	
1 3 2	書面	障害者	ストーカー被害の訴えに相談窓口	県外からの申し出であったため, 委員会	解決
(苦情)	(メール)	(本人)	が対応してくれない。	の対応範囲説明と助言を行い、申出人へ	(相談助言)
			(G)	メールを返信して対応終了。	
				(対応回数3回)	
1 3 3	電話	児童	保育園が子どもの自主性を阻害す	申出内容について事業所へ伝達し,両者	その他
(苦情)		(家族)	るような扱いをするのを改めて欲	を仲介したが、申出人と連絡が取れない	(連絡なし)
			しい。 (A)	まま一定期間が経過したため, 対応終了	
				とした。	
				(対応回数6回)	
1 3 4	電話	障害者	事業所内の利用者から嫌がらせを	申出内容について事業所への伝達は希	解決
(苦情)		(本人)	受けていることを事業所に相談し	望されなかったため、申出人へ助言を行	(相談助言)
			ても取り合ってもらえない。	い対応終了。	
			(E)	(対応回数1回)	
1 3 5	電話	その他	苦情窓口のポスターへの記載事項	ポスターへの記載事項への照会に回答	_
(相談)	(匿名)	(その他)	について知りたい。	した。	
136	書面	障害者	事業所が他の利用者の書類を取り	申出内容について事業所へ伝達し, 再発	解決
(苦情)	(郵送)	(家族)	違えて送付してきた。個人情報保護	防止に努めることを確認できたため対	(相談助言)
	(匿名)		を遵守して欲しい。 (F)	応終了。 (対応回数3回)	
137	電話	障害者	相談支援事業所の変更を申し出て	申出人へ助言を行い,申出内容について	解決
(苦情)		(本人)	いるが対応してくれない。	は事業所へ伝達し対応することが確認	(相談助言)
			(B)	できたため対応終了。(対応回数3回)	
1 3 8	電話	高齢者	事業所の責任者に経費の説明を求	申出内容について事業所へ伝達し,管理	解決
(苦情)		(家族)	めているが対応してくれない。	者が対応することを了承されたため対	(相談助言)
			(C)	応終了。	
				(対応回数4回)	
1 3 9	電話	その他	職員の業務外の行動について外部	相談内容について助言を行い、労務関係	_
(相談)		(職員)	から指導を求められている。	の相談窓口を紹介した。	

受付	 受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
140	電話	障害者	事業所から利用停止を申し渡され	申出内容について助言を行い、了承され	解決
(苦情)		(本人)	たことにどう対応すればよいか。	たため対応終了。	(相談助言)
			(B)	(対応回数 1 回)	
141	電話	児童	幼稚園の苦情はどこに言えばよい	県子育て支援課を紹介した。	_
(相談)	(匿名)	(家族)	か。		
142	電話	障害者	就労支援事業所での作業分担に差	申出内容について事業所へ伝達し, 申出	解決
(苦情)		(本人)	別を感じている。	人との話し合いが行われたが、申出人が	(相談助言)
			(B)	情緒不安定に陥り事業所を辞めること	
				を思い悩まれるようになったため、今後	
				のことは相談支援事業所と保佐人とに	
				相談するよう助言し対応終了。	
				(対応回数15回)	
1 4 3	電話	高齢者	介護保険事業所における苦情受付	苦情受付窓口の確認に応じた。	_
(相談)		(職員)	窓口について確認したい。		
1 4 4	電話	障害者	事業所から停止されているサービ	申出内容のサービスは法定外サービス	解決
(苦情)		(本人)	ス提供を再開して欲しい。	であったため、他の提供事業所について	(相談助言)
			(B)	行政や相談支援事業所へ相談するよう	
				助言し、申出人も了承されたため対応終	
				了。	
				(対応回数1回)	
1 4 5	電話	児童	保護者の送迎時のマナーが徹底さ	申出内容について事業所へ伝達し,事業	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	れていない。	所が対応を了承されたため対応終了。	(相談助言)
			(D)	(対応回数3回)	
1 4 6	電話	障害者	事業所が以前のように要望に対応	申出内容について事業所へ伝達し,事業	解決
(苦情)		(本人)	してくれなくなった。	所が申出人と面談し、状況把握と説明不	(相談助言)
			(D)	足について対応することを確認できた	
				ため、対応終了。	
				(対応回数3回)	
1 4 7	電話	障害者	職員が離職して同種の事業所を立	所轄の行政所管課への確認を勧めた。	_
(相談)	(匿名)	(職員)	ち上げることについて相談したい。		
1 4 8	電話	児童	第三者委員の設置にあたり基準等	本委員会で作成した苦情解決マニュア	_
(相談)		(職員)	を確認したい。	ルを基に助言を行った。	
1 4 9	電話	障害者	第三者委員として事業所から求め	第三者委員からの相談に対して助言を	_
(相談)	(匿名)	(その他)	られている対応について聞きたい。	行った。	
150	電話	障害者	福祉サービス事業所の迷惑な営業	意見を傾聴した。	
(相談)		(職員)	行為について。		
<u> </u>		<u> </u>	1	I	i .

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	
番号	方法	(申出人)	【 () 内は苦情内容分類】		
151	書面	児童	送迎や利用曜日などについて、事業	申出内容について申出人へメールで助	解決
(苦情)	(パード)	(家族)	所が希望に沿ってくれない。	言をやり取りしたが,事業所が申出人と	(相談助言)
	(匿名)		(D) 面談し、状況把握と説明不足について対		
				応することを確認できたため、対応終	
				了。	
				(対応回数6回)	
152	電話	障害者	第三者委員の設置にあたり基準等	本委員会で作成した苦情解決マニュア	
(相談)		(職員)	を確認したい。	ルを基に助言を行った。	
153	電話	 障害者	自分ばかりが悪者にされるので、も	 申出内容については、事業所との話し合	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	百万はがりが忘者にされるので、も う事業所を辞めたいと思っている。	中山内谷にういては、事業所との品で日 いの機会が設定されているとのことで、	(相談助言)
	(四日)	(本人)	(A)	いの機会が設定されているとのことで、 話を傾聴し助言を行い対応終了。	(伯敦功吉)
			(A)	品を関係し助音を110・対心於1。 対応回数1回)	
				(对心回数1回)	
154	電話	障害者	事業所は経営のために利用者へ利	申出人の話を傾聴し、助言を行い対応終	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	用を強制するものなのか。 (A)	了。	(相談助言)
				(対応回数1回)	
155	電話	障害者	重要事項説明書に記載する苦情申	本委員会の役割等を説明し、助言を行っ	
(相談)		(職員)	出窓口について教えてほしい。	<i>t</i> =.	
156	電話	高齢者	ケアマネージャーの対応に不満が	介護保険サービスに関する専門機関で	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	ある。	ある国保連合会を紹介した。	(紹介伝達)
			(A)	(対応回数 1 回)	
157	電話	児童	事業所の管理者へ説明と謝罪を求	申出内容について事業所へ伝達し,事業	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	めている申出について回答がない。	所管理者が早急に対応することを確認	(相談助言)
			(E)	できたため、対応終了。	
				(対応回数3回)	

【参考】(4)(6)苦情内容の分類

	区 分	例 示				
Α	職員の接遇	・職員の対応や言葉遣いが悪い				
В	サービスの質や量	・食事の内容が悪い・・居室の環境が悪い				
С	利用料	・不当な自己負担を求められた ・自己負担額の内容が説明されていない				
D į	300 kt 起想从	・説明なくサービス内容が変更された				
	説明・情報提供	・重要事項説明や契約書と実際のサービスが違っていた				
Е	被害・損害	・預かり金など金銭のトラブルがあった ・所有物がなくなった ・破損した				
F	権利侵害	・暴力や虐待を受けた・プライバシーを侵害された				
G	その他	・上記に当てはまらない事項				

4 広報・啓発活動の実施

(1) 県社協広報紙「ふくしのひろば」への掲載(1回) 令和3年9月1日発行第236号

※掲載内容は23頁に掲載

- (2) ポスターの配布 (368部), リーフレットの配布 (508部)
- (3) ホームページによる広報・啓発

5 研修会の実施

(1) 自主開催研修

ア 令和3年度福祉サービス苦情解決研修会(上級編)

開催日:令和3年9月9日(木) 開催方法:オンライン(Zoom)開催

参加者:福祉施設・事業所の管理者,リスクマネジメント担当者,苦情解決責任者,

過去に福祉サービス苦情解決研修会(中級編)を修了した者 168名

内 容:講義・演習 「リスク認識力向上研修~現場職員が認識すべきリスク~」

株式会社フォーサイツコンサルティング

代表取締役 浅野 睦 氏

イ 令和3年度福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)

開催日:令和3年9月28日(火)

開催方法:オンライン(Zoom)開催

参加者:苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員 314名

内 容:講義1 「運営適正化委員会の取り組み状況について」

鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会 委員

弁護士法人染川法律事務所 弁護士 本田 晴久 氏

講義2 「福祉サービスにおける苦情解決の意義と基本的対応」

鹿児島国際大学 福祉社会学部 社会福祉学科

准教授 茶屋道 拓哉 氏

ウ 令和3年度福祉サービス苦情解決研修会(中級編)

開 催日:令和4年2月16日(水)

開催方法:オンライン(Zoom)開催

参加者:苦情受付担当者·苦情解決責任者 215名

内 容:講義・演習「コミュニケーション力と組織力を強化する苦情解決能力向上研修」

株式会社ツクイスタッフ 専任講師 山郷 政史 氏

6 巡回訪問(指導)の実施

社会福祉事業の事業者段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、県内の各事業所を 訪問して苦情解決体制の整備状況を把握するとともに、体制整備に関する相談・助言に応じ、福祉 サービスの質の向上につなぐことのできる苦情解決体制の構築に向けて、県内13事業所の巡回訪 問を実施した。 <事業所の内訳>高齢分野事業所:4か所,児童分野事業所:5か所,

障害分野事業所: 3か所, その他事業所: 1か所

計:13か所(訪問予定30か所:新型コロナウイルス感染拡大により取止め△17か所)

※ 巡回訪問先の詳細は24頁に掲載

7 調査研究活動の実施

令和 $2 \sim 3$ 年度に運営適正化委員会に寄せられた新型コロナウイルス感染症に関する相談・苦情などの事例をまとめ、ホームページに掲載した。

8 全国会議等への参加

(1) 令和3年度運営適正化委員会事業研究協議会

開催方法:動画配信及びオンライン情報交換会

動画配信期間:令和3年6月28日(月)~7月13日(火)

内 容:ア 行政報告 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

予算係長·施設係長 長谷川 真也氏

イ 説明 全国社会福祉協議会 政策企画部長 加藤 英三 氏

ウ 説明 全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋 良太 氏

エ 講義 前立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 平野 方紹 氏

オンライン情報交換会開催日:令和3年7月13日(火)

参加:ア動画視聴 委員4名(第2回苦情解決委員会時に視聴),事務局2名

イ 情報交換会 事務局1名(オンライン参加)

(2) 令和3年度運営適正化委員会事業相談員研修会

動画配信期間:令和3年10月28日(木)~11月11日(木)

内 容:ア 講義 I 前立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 平野 方紹 氏

イ 講義Ⅱ 筑波大学 人間系 助教授 大村 美保 氏

ウ 講義Ⅲ 全国身体障害者施設協議会 副会長 白江 浩 氏

参加:事務局2名(視聴)

(3) 令和3年度九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議

開催日:令和3年10月14日(木)

開催方法:オンライン (Zoom) 開催

内 容:ア 協議題・回答について

イ 意見照会について

ウ 次期開催県の確認について

エ 情報交換・その他

参 加:事務局2名「開催県]

福祉サービスに関する苦情解決の取り組み

福祉サービス運営適正化委員会とは

運営適正化委員会(以下,「委員会」という。)は、社会福祉法第83条に基づき、平成12年度から鹿児島県社会福祉協議会に設置されている福祉サービスの苦情相談窓口です。

福祉サービスを提供している事業者には「苦情受付担当者」や「苦情解決責任者」が配置されています。また、多くの事業者で公平・中立な立場の「第三者委員」も設置されています。

苦情の申出については、事業者段階で利用者(家族)・事業者・第三者委員の話し合いによって解決を図ることが基本になりますが、解決しない場合や事業者に直接言いにくいときには、委員会へ直接相談することができます。

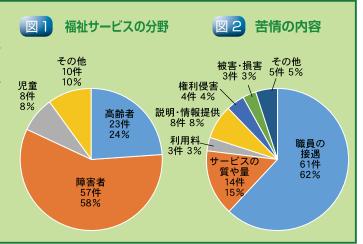
委員会では、中立・公平な立場から利用者からの福祉サービスに関する要望苦情を受け付け、解決に向けて相談・助言・事情調査・あっせんなどを行いその解決を図ります。

苦情等の受付状況(令和2年度分)

令和2年度に委員会に寄せられた相談・苦情の受付件数は138件,うち苦情が98件となっています。

サービス分野別の件数【図 1】をみると、「障害者分野」の割合が最も多く、全体の 6割近くを占めており、障害福祉サービスを利用される本人からの申出が最も多くなっています。

また、苦情の内容別の件数【図2】でみると、例年どおり「職員の接遇」が最も多くなっており、日頃の職員の関わり方や説明・対応不足から苦情につながることが多いようです。



苦情解決事業の広報・啓発について

「相談・苦情受付 広報用ポスター」等を配付しています。

委員会では、県内の福祉サービス事業所において苦情解決の仕組みが整備されるよう、苦情対応研修会の開催や事業所巡回訪問の実施、調査研究事業の実施のほか、『相談・苦情受付広報用ポスター』や『啓発用リーフレット』を作成し、広報・啓発活動を行っています。

『広報用ポスター』には、施設・事業所名や、相談・苦情の受付担当者 及び解決責任者、第三者委員の氏名や連絡先等を記入することができるよ うになっており、事業所内に掲示して苦情窓口の周知を図ることで、利用 者や家族等が気軽に相談できる体制を構築することにつながるものです。

ポスター・リーフレットの必要な事業所は、直接取りに来ていただくか、 または郵送でも配付しておりますので、必要枚数について下記の委員会事 務局までお申し出ください。





月~金曜日 9:00~16:00 (ただし、祝日・12/29~1/3除く)



電話・来所・FAX・Eメール

福祉サービス運営適正化委員会

TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707

【事務局】

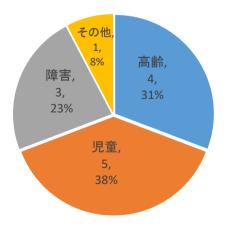
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部 E-mail: tekisei@kaken-shakyo.jp

令和3年度福祉サービスに関する苦情解決事業における事業所巡回訪問先

目 的 : 社会福祉法第82条に基づく、社会福祉事業の経営者段階における自主的な苦情解決が適切に行われるように、広報・啓発の一環として各事業所を訪問し、苦情解決事業について助言等を行うとともに今後の業務に役立てる。

No.	分野	市町村	運営主体 (法人等)	事業種別	訪問日	訪問者
1	高齢	屋久島町	社会福祉法人	特別養護老人ホーム	令和3年11月5日	事務局 2 名
2	児童	屋久島町	学校法人	幼保連携型認定こども園	令和3年11月5日	事務局 2 名
3	児童	長島町	社会福祉法人	保育園	令和3年11月12日	事務局2名
4	高齢	長島町	合同会社	地域密着型通所介護	令和3年11月12日	事務局2名
5	社協	与論町	社会福祉法人	社会福祉協議会	令和3年11月26日	委員,事務局
6	児童	与論町	社会福祉法人	幼保連携型認定こども園	令和3年11月26日	委員,事務局
7	障害	与論町	社会福祉法人	生活介護	令和3年11月26日	委員,事務局
8	高齢	与論町	社会福祉法人	特別養護老人ホーム	令和3年11月27日	委員,事務局
9	障害	肝付町	株式会社	就労継続支援B型	令和3年12月3日	事務局2名
10	児童	肝付町	株式会社	発達支援・放課後等デイサービス	令和3年12月3日	事務局2名
11	高齢	肝付町	株式会社	訪問介護・居宅介護支援	令和3年12月3日	事務局2名
12	障害	枕崎市	株式会社	就労継続支援B型	令和3年12月6日	事務局2名
13	児童	枕崎市	社会福祉法人	保育園	令和3年12月6日	事務局2名

【巡回訪問における分野別内訳】



【設置主体法人割合】

